

Microsoft 365 from NTT ドコモビジネス利用規約【現改比較表】 2026年4月1日現在

～2026年4月30日

2026年5月1日～

第1章 総則

第1章 総則

(略)

(略)

(用語の定義)

第5条 本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 Microsoft 365 from NTT ドコモビジネスサービス	Microsoft Corporation（以下、「マイクロソフト社」）とのパートナー契約に基づき当社が提供する Microsoft 365 等及びそれに関わるサービスのこと
4 Microsoft from NTT ドコモビジネスサービス取扱所	本サービスに関する業務を行う当社の事業所
5 料金月	1の暦月の起算日（当社がMicrosoft 365 from NTT ドコモビジネス契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間
6 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
7 契約番号	開通案内に記載している契約者毎に付与される番号
8 利用料金	初期費用及び月額料金
9 付加サービス提供会社	Microsoft 365 にアドオンして利用することにより機能・利便性などの付加価値が向上するサードパーティ製品の製造・提供をしている事業者

(用語の定義)

第5条 本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 Microsoft 365 from NTT ドコモビジネスサービス	Microsoft Corporation（以下、「マイクロソフト社」）とのパートナー契約に基づき当社が提供する Microsoft 365 等及びそれに関わるサービスのこと
4 Microsoft from NTT ドコモビジネスサービス取扱所	本サービスに関する業務を行う当社の事業所
5 料金月	1の暦月の起算日（当社がMicrosoft 365 from NTT ドコモビジネス契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間
6 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
7 契約番号	開通案内に記載している契約者毎に付与される番号
8 利用料金	初期費用及び月額料金
9 付加サービス提供会社	Microsoft 365 にアドオンして利用することにより機能・利便性などの付加価値が向上するサードパーティ製品の製造・提供をしている事業者
10 テナント	本契約者が自己の裁量と責任をもって作成・管理するマイクロソフト社のクラウド環境上における論理的に他の契約者と分離された領域（本サービスを利用するために必要な領域をいう）

(略)

(略)

(契約者による本サービスの契約内容の変更)

第11条

1 契約者が本サービスの利用内容の[変更](#)を希望する場合は、変更の旨及び変更する内容などを当社所定の方法により、変更適用希望日の3営業日前までに当社に申し込むものとします。[なお、毎月月初1日は、変更適用希望日として指定できません。](#)

2 前項の請求があったときは、当社は、第10条（本サービスの契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(略)

(契約者による本サービスの契約内容の変更)

第11条

1 契約者が本サービスの利用内容の[一部プラン削除、ID数変更、アップグレードなどの変更](#)を希望する場合は、変更の旨及び変更する内容などを当社所定の方法により、変更適用希望日の3営業日前までに当社に申し込むものとします。[ただし、付加サービスの手続きについて別段の定めがある場合は、その定めによるものとします](#)

2 前項の請求があったときは、当社は、第10条（本サービスの契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(略)

～2026年4月30日

2026年5月1日～

(契約者が行う本サービスに係る契約の解除)

第16条 契約者は、本サービスに係る契約を解除しようとするときは、解約の旨及び解約する内容などを当社所定の方法により、解約希望日の3営業日前までに当社に申し込むものとします。なお、毎月月初1日は、解約希望日として指定できません。

(当社が行う本サービスに係る契約の解除)

第17条

1～3 (略)

(略)

(料金の支払義務)

第22条

- 1 契約者は、別の定めがない限り、その契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日を含む月を除く契約期間について、利用料金の支払いを要します。
- 2 当社にて申込書を受諾した後に、契約者の都合により解約となった場合、サービス提供前であっても利用料金をお支払いいただきます。
- 3 利用停止又は利用中止があったときは、本サービスに係る契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。
- 4 契約者が、当社に契約の解除を申し出ないとき又は解除を申し出たが承諾を得ることがないときは、本サービスに係る契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。

(略)

別記

HENNGE One (2019年2月1日、HDE One から名称変更)

HENNGE One サービス規約

<https://www.hennge.com/jp/service/one/license.html>

(略)

(契約者が行う本サービスに係る契約の解除)

第16条 契約者は、本サービスに係る契約を解除しようとするときは、解約の旨及び解約する内容などを当社所定の方法により、解約希望日の3営業日前までに当社に申し込むものとします。

(当社が行う本サービスに係る契約の解除)

第17条

1～3 (略)

4 前項に加えて、契約者がプランのみを解約し、本サービスに係る契約に基づくプランの提供が全くない状態が1年以上継続した場合、当社は、本サービスに係る契約の解除（契約番号の廃止を含みます）を行います。この場合において生じる損害（テナントの管理・廃止等に関連して生じたものを含みます）について、当社は一切の責任を負わないものとします。

(略)

(料金の支払義務)

第22条

- 1 契約者は、別の定めがない限り、その契約に基づいて当社が定める契約期間について、利用料金の支払いを要します。
- 2 当社にて申込書を受諾した後に、契約者の都合により解約となった場合、サービス提供前であっても利用料金をお支払いいただきます。
- 3 利用停止又は利用中止があったときは、本サービスに係る契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。
- 4 契約者が、当社に契約の解除を申し出ないとき又は解除を申し出たが承諾を得ることがないときは、本サービスに係る契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。

(略)

別記

HENNGE One (2019年2月1日、HDE One から名称変更)

HENNGE One サービス規約

<https://support.hdeone.com/hc/ja/articles/900002600846-HENNGE-One-サービス規約>

(略)

～2026年4月30日	2026年5月1日～
<p>第1表 月額料金</p> <p>1. 適用</p> <p>ア サービスに係る月額料金は、1の契約番号毎に各プランのID数に応じて計算します。</p> <p>イ 各プランの価格の有効期間は、当社が本サービスの提供を開始した日から起算して1年とします。有効期間が満了する日の翌日（以下、「有効期間更新日」といいます。）以降は、当該有効期間更新日に適用される価格が1年間適用されるものとし、以後も有効期間更新日に価格が改定されるものとします。</p> <p><u>ウ 有効期間更新日を含む月における月額料金は、改定前の価格を基準として計算します。</u></p> <p><u>エ 契約期間中、一部プランにおいては上位プランへの変更（以下「アップグレード」といいます。）が可能です。ご契約中のプランについてアップグレードが適用された月から、アップグレード後の月額料金（新規のお申込み時に適用される料金）が適用されるものとします（アップグレードに伴う違約金は発生しません。）<u>ただし、月額料金は日割りでの計算は行わないものとします。</u>なお、アップグレードをした場合であっても、契約更新日はアップグレード前の契約更新日から変更しないものとします。</u></p> <p><u>オ アップグレードのお申込については、本規約第10条（本サービスの契約お申込の承諾）に従うものとします。ただし、マイクロソフト社の提示する条件に基づくため、お申込を承諾できない場合があります。なお、お申し込み後であっても前述の理由により開通がなされない場合も同様とします。これによる責任は当社は負わないものとします。契約者はこれに伴い生じる費用については自己の負担とします。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>第1表 月額料金</p> <p>1. 適用</p> <p>ア サービスに係る月額料金は、1の契約番号毎に各プランのID数に応じて計算します。</p> <p>イ 各プランの価格の有効期間は、当社が本サービスの提供を開始した日から起算して1年とします。有効期間が満了する日の翌日（以下、「有効期間更新日」といいます。）以降は、当該有効期間更新日に適用される価格が1年間適用されるものとし、以後も有効期間更新日に価格が改定されるものとします。</p> <p><u>ウ 各月の支払を要する月額料金は、その月の末日時点のID数を基に計算されます。但し、有効期間更新日が2日以降の場合、その有効期間更新日を含む月の月額料金は、有効期間が満了する日のID数を基に計算されます。</u></p> <p><u>エ 有効期間途中でID数の減少又は解約をする場合、有効期間が満了する日を含む月を1ヶ月目として計算し、遡って変更日又は解約日を含む月までの月数を数えた契約残余月数(但し、その月数は12ヶ月を超えないものとします。)に相当する料金を請求します。</u></p> <p><u>オ 契約期間中、一部プランにおいては上位プランへの変更（以下「アップグレード」といいます。）が可能です。ご契約中のプランについてアップグレードが適用された月から、アップグレード後の月額料金（新規のお申込み時に適用される料金）が適用されるものとします（アップグレードに伴う違約金は発生しません。）なお、アップグレードをした場合であっても、契約更新日はアップグレード前の契約更新日から変更しないものとします。</u></p> <p><u>カ アップグレードのお申込については、本規約第10条（本サービスの契約お申込の承諾）に従うものとします。ただし、マイクロソフト社の提示する条件に基づくため、お申込を承諾できない場合があります。なお、お申し込み後であっても前述の理由により開通がなされない場合も同様とします。これによる責任は当社は負わないものとします。契約者はこれに伴い生じる費用については自己の負担とします。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><u>附 則（2026年3月27日 CAS2サ000400017489-01号）</u> <u>（実施期日）</u> 1 この改正規定は、2026年5月1日から実施します。 <u>（経過措置）</u> 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わねばならなかった本サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 3 この改正規定実施前にその事由が生じた本サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。</p>
以上	以上